

## ヤングケアラーと子どもの貧困 —青森県の定時制・通信制高校生調査を踏まえて—

### Young Carers and Child Poverty : A Questionnaire Survey Conducted on Aomori Prefectural Part-time and Correspondence High School Students

吉田 美穂\*・越村 康英\*\*  
Miho YOSHIDA・Yasuhide KOSHIMURA

#### 要 旨

本研究は、通信制・定時制の青森県立高校1校に通う高校生の調査から、ヤングケアラー支援を考えるにあたって重要な「ヤングケアラーと子どもの貧困の重なり」について検討した。調査対象校には、ケアの内容及び時間からヤングケアラーと判断される生徒が23.3%と高い割合で在籍していた。同校に通う生徒の家庭環境は青森県子どもの生活実態調査における困窮家庭に近く、特にヤングケアラーラー生徒は厳しい状況にあった。ヤングケアラーラー生徒は、授業中の居眠りや宿題ができないなど学校生活に負の影響を抱え、朝食摂取率が低く、「家庭の経済的状況」「学校生活に必要なお金」について悩む率が高いことが、統計的に有意な差として確認された。教師がヤングケアラーに気づくには、日常生活の観察を踏まえ進路相談などの機会を活かして、背景に潜む家庭でのケア負担について把握する必要がある。ヤングケアラーと貧困の関係をより本格的に分析できる調査が望まれる。

キーワード：ヤングケアラー 子どもの貧困 高校生調査 定時制・通信制

#### 1. 課題意識

##### (1) ヤングケアラー研究における貧困の視点

本研究は、ヤングケアラーの支援を考えるにあたって重要な「ヤングケアラーと子どもの貧困の重なり」について、青森県内の高校生調査をもとに検討しようとするものである。

ヤングケアラーを貧困の視点から見ることの重要性については、亀山裕樹が複数の論文で指摘している(亀山2021a, 2021b)。

亀山(2021b)によれば、ヤングケアラーについての研究が早くから進んだイギリスにおいては、当初、病気や障害のある親のために身辺的ケアを担う子どもがヤングケアラーとして研究対象となったが、1990年代半ばには、障害の社会モデルを踏まえて、こうした捉え方は、子どもに不適切な援助を求めざるを得ない状況に障害のある親を追い込む「貧困」や「支援の欠如」といった社会的要因を覆い隠すことになるとして批判されるようになった。そして、子どもをケアの担い手にせざるを得ない状況に家族を追い込む「病気やインペアメント自体よりも重要ないくつもの要因」が

あり、その筆頭に貧困を挙げる研究が登場してきたという。

一方、日本のヤングケアラーをめぐる議論を分析した亀山(2021a)は、議論の中心的な存在であった「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」(2014年より活動開始)が、ケア経験を肯定的に意味づけることに重点を置いたために、貧困の視点が抜け落ちやすい議論の組み立て方がなされてきたと論じている。この点については、亀山の批判に一定の妥当性はあるが、キッセとスペクターの構築主義(Spector and Kitsuse 1977=1990)の視点に立てば、そうした傾向が生じたのは、ヤングケアラーを新たな社会問題として構築しようとするクレーム申し立ての過程で、貧困問題に回収されない側面が強調されたからだとみることもできる。日本の子どもの貧困問題は、2008年が「子どもの貧困元年」といわれ(阿部2014), 2013年には子どもの貧困対策法が成立するなどすでに確立された社会問題となっており、それと混同されればクレーム申し立てのインパクトは薄れる。また、当事者に寄り添う質的調査を基盤にする研究(濱谷編2014な

\* 弘前大学大学院教育学研究科  
Graduate School of Education, Hirosaki University

\*\* 弘前大学教育学部  
Faculty of Education, Hirosaki University

ど）において、ケア経験を肯定的にとらえる当事者の声を含む研究成果が示されてきたこと自体は、当事者である子どもの意見表明権と関わって重要であり、この点は批判されるべきではないだろう。

いずれにしても、「ヤングケアラープロジェクト」の取組は一定の成果を挙げ、2020年代にはヤングケアラー問題は、国や社会が対策を検討すべき課題として広く認識されるようになっている。ヤングケアラーの把握及び具体的な支援施策の在り方が検討されている現在、支援対象となる子どもに重なりがあり、背景要因に連関がみられるヤングケアラーと貧困について、その関係も含めより詳しい分析がなされるべき時期に来ているといえるだろう。

本研究は高校生調査を分析の対象とするが、これまで日本国内で実施された高校生対象のヤングケアラー調査を概観すると、貧困の視点に立った調査設計や分析は少ない。大阪府立高校調査についての宮川らの一連の分析では、ヤングケアラーの自己認識、生活満足感と主観的健康感、精神的苦痛といった内面に焦点が当てられ、社会経済的な背景は扱われていない（宮川ら2019, 2021, 2022）。また、後述するように、「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」（埼玉県2020）（以下、埼玉調査）では、幼いきょうだいの世話をする子どもは分析対象から除かれており、家族の病気や障害そのものに要因を求める初期のイギリスのヤングケアラー研究と同型の発想がみられる。

こうした中で、厚生労働省「中高生の生活実態に関するアンケート調査」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング2020）（以下、全国調査）が幼いきょうだいをケアする子どもを除外せず、また「現在の悩みや困りごと」の選択肢に社会経済的な背景に関わる項目を含めた意味は大きいといえるだろう。同調査では、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した者は「あてはまらない」「わからない」と回答した者に比べ、「家庭の経済的状況のこと」「学費（授業料）など学校生活に必要なお金のこと」を選択する割合が特に高く（p.138）、日本におけるヤングケアラー支援においても、貧困の視点が不可欠であることが示唆されている。

## （2）ヤングケアラーの定義と貧困

埼玉調査の分析にみられるように、貧困とヤングケアラーの関係をどう考えるかは、ヤングケアラーの定義をめぐる議論にも大きくかかわる。

本研究は、ヤングケアラーについて「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を

引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」（日本ケアラー連盟）という広い定義を採用しつつ、その範囲をケアの対象ではなく、子どもが「過重なケア責任」を負っているかどうかを基準として把握すべきだという立場に立つ。ヤングケアラーという社会の課題は、何より、過重なケアを引き受けることによって子ども自身の健康、成長、自立などが阻害され、子どもの権利が侵害されることに問題があると考えるからである。

この観点に立つとき、貧困は子どもに過重なケア負担をもたらす重大な要因であり、そこには複数の回路が考えられる。親が病気や障害で働けない場合、受けられる公的扶助のレベルが低ければ貧困状態に陥り、利用できる安価な支援サービスが不足すれば、子どもは過重なケアを担わざるを得ない。一方、親に病気や障害がなくとも、貧困を背景に親が長時間働くを得なければ、ケアを必要とする他の家族員を子どもがケアしなければならない状態が生じる。

## （3）ヤングケアラーへの向き合い方と調査の在り方

「過重なケア責任」を考えるにあたって、改めてケアという営みについて確認しておきたい。ケアの営みは、人間にとて不可欠なものであり、生きることそのものと結びついている。介護労働の倫理的価値を研究してきた副田（2008）は、その価値を、「生命活動への援助」、「基本的人権を保障」「人格の独自性・一回性への愛」の3つに整理している。担い手がケアの営みを肯定的に捉える場合があることは、その営みの性質から当然のこととして想定される。ケアを担うことも含めて、子ども自身が何を望み、現在そして将来をどう生きていきたいと考えているか、子どもの意見表明権を尊重しながら、同時に、ケア負担によって子ども自身の健康が脅かされたり、遊びも含む子どもとしての生活が損なわれたり、潜在的可能性の発揮が妨げられたりすることがあってはならないという大きな前提のもとに、実態の把握と支援の在り方が検討される必要がある。

では、どの程度のケアが子どもにとって「過重」になるのか。「お手伝い」と「過重なケア」はどこで切り分けられるのか。その基準の設定は容易ではないが、ケアの内容と時間から一定の基準を決めてケアラーか否かを分け、その両者の間で学校生活等にどのような影響があるのか比較することによって、ケアの「過重」の程度について検討していく必要があるだろう。大阪府立高校調査でも指摘されているように、子ども自身の回答で把握される「ケアの状況とヤングケ

アラーとしての自己認識は必ずしも一致」しない（宮川ら2019, p. 9）。この点に留意しつつ、ケアが子どもにもたらす影響を明らかにし、貧困との関係も分析できるような調査の在り方、分析の方法が求められている。

## 2. 調査に至る経緯と調査設計

### (1) 調査に至る経緯—地域に根ざした調査として

以上のような課題意識のもと、本研究では、青森県立高校1校の生徒を対象に調査を実施、分析した。実施主体は、弘前大学「子どもの貧困」をめぐる地域・学校・自治体の連携・協働推進プロジェクト（以下、弘前大学「子どもの貧困」プロジェクト）である。

これまでしばしば指摘されてきたように、子どもをめぐる教育と福祉は、縦割り行政の影響を受け、現場レベルでの連携・協働がなかなか進んでこなかった。弘前大学「子どもの貧困」プロジェクトは、2017年の発足以来、地域の学校の校長、福祉関係者、大学の研究者等で構成されたチームで、教育と福祉の垣根を超えて「子どもの貧困」に関する共同学習の機会の創出と、青森県をフィールドとした調査研究に取り組んできた。2021年度のプロジェクトでは、福祉関係者から「高校生を対象に青森県のヤングケアラーの実態を掘り起こす調査をしたい」という提起がなされた。青森県において、行政も含む地域の人々に自分たちの課題として認識してもらうには、地域の調査が不可欠だという想いがその背景にあった。

プロジェクト内での議論は、①子どもの貧困に取り組んできたチームによる調査として、子どもの貧困を意識した調査項目とすること、②教師など身近な大人がヤングケアラーに気づくために何に注目する必要があるのか、学校生活にどのような影響を及ぼすのかを

分析できるような調査とすること、③地域を限定した調査であるからこそ、調査の過程で支援対象となる子どもを発見した際に具体的に支援につなぐところまでを意識した調査とすること、という結論に至った。結果として、ヤングケアラーの在籍が多いと想定される定時制・通信制の課程をもつ青森県立高校1校を対象とした調査を実施することとなった。

調査設計の詳細は次項に記すが、本調査の特徴は、子どもの貧困を明らかにするために実施された「青森県子どもの生活実態調査」（青森県2019）（以下、青森子どもの貧困調査）の項目も一部に取り入れた点、ケアの状況を踏まえて「お世話をしている」群と「お世話をしていない」群で学校生活への影響や困りごとを比較できるよう工夫した点にある。

### (2) 調査設計の詳細

本調査を設計するにあたり、全国調査及び埼玉調査を参照しながら、ヤングケアラーの把握方法を中心に検討を行った。なお、各調査の設計について比較したものが、表1である。

全国調査では、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。（ここで『お世話』とは本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをすることです。）」との質問を設け、「いる」と回答した中高生のケア実態を把握していく方法が採られている。他方、埼玉調査においては、一般社団法人日本ケアラー連盟が作成したヤングケアラーについてのイラスト説明を調査票（表紙）に引用し、「表紙の『こんな人がヤングケアラーです』のイラストを見て、あなたは自分が『ヤングケアラー』である、または過去にそうであったと思いますか？」と、現在・過去の自己認識についての質問を設け、「はい」と回答した生徒の生活及びケアの実態を把握していくという方法が採ら

表1 調査設計の比較

	中高生の生活実態に関するアンケート調査	埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査	高校生の生活実態に関するアンケート調査
実施主体	厚生労働省	埼玉県（福祉部）	弘前大学「子どもの貧困」プロジェクト
調査対象	【中学校】全国の公立中学校1,000校（層化無作為抽出）の中学生2年生（約10万人） 【全日制高校】全国の公立高校350校（層化無作為抽出）の高校2年生（約6.8万人） 【定時制高校】各都道府県より無作為抽出した公立定時制高校（計47校）の2年生相当の生徒 【通信制高校】各都道府県より無作為抽出した公立通信制高校（計47校）の生徒	埼玉県内の国公私立高校（定時制含む）193校 高校2年生（55,772人）	青森県内の定時制・通信制課程を設置する公立高校（1校） 全生徒（273人）※調査実施時
実施時期	【中学校・全日制高校・定時制高校】 2020年12月21日～2021年1月31日 【通信制高校】 2021年1月26日～2021年2月28日	2020年7月21日～2020年9月11日	2021年10月26日～2021年11月12日
ヤングケアラーの把握方法	「ふたんの生活」について質問した上で、「家族の中にあなたがお世話をしている人」がいるか否かを問い合わせ、「いる」と回答した生徒のケア実態を把握する。	調査の冒頭で「あなたは自分が『ヤングケアラー』である、または過去にそうであった」と思うか否かを問い合わせ、「はい」と回答した生徒の生活・ケア実態を把握する。	貧困に関わる項目も含めて「普段の生活」について質問した上で、「家族のお世話」について具体例を示し、「行っていること」を選択させ、ひとつでも選択した生徒のケア実態を把握する。
対象から除外した者	なし	ケアの相手が「幼い（未就学・小学生）」という理由のみでケアしている者	お世話の内容として「家の中の家事」「家庭の管理」のみにチェックし、かつ「平日のお世話の時間」が「1時間未満」である者

れている。また、埼玉調査では、「ケアの相手が幼い」という理由のみでケアをしているケースは、ヤングケアラーと見なすか否かの判断が難しいとして、対象から除外している。このように、全国調査では「世話をしている家族の有無」、埼玉調査では「自己認識」に関する質問への回答に依拠しながらヤングケアラーの把握が行われている。

これらをふまえて、本調査では、ヤングケアラーと考えられる生徒の存在を把握するために、次のような質問を設けることとした。

ここでいう「お世話」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話のことを指します。次の中から、家族のお世話として、あなたが行っていることについて、あてはまるものすべてにチェックを付けてください。

**表5**のとおり、家族の世話の具体例を選択肢として提示し、「⑯特になし」を除く、ひとつ以上の項目にチェックをつけた生徒について、そのケア実態を把握していくという方法である。ただし、「①家の家の家事」「②家庭の管理」のみにチェックをつけ、かつ「平日に世話をしている時間」に関する質問への回答が「1時間未満」であるものは、「過重なケア責任」を負っているとは言えないと判断して、ヤングケアラーの対象から除外することとした。

### 3. 高校生の生活実態に関するアンケート調査結果

#### (1) 調査の概要

本調査の概要是、次のとおりである。

〔実施主体〕弘前大学「子どもの貧困」をめぐる地域・学校・自治体の連携・協働推進プロジェクト

〔目的〕ヤングケアラーの実態を把握し、支援について検討するための基礎資料とすること

〔実施期間〕2021年10月26日～11月12日

〔対象〕定時制・通信制の課程を設置する青森県立高校1校に在籍する全生徒（273人）

〔方法〕マイクロソフトFormsによるWebアンケート（選択式）

実施にあたっては、事前に学校を介して保護者宛の依頼文書（「高校生の生活実態に関するアンケート調査」ご協力のお願い）を配布し、調査の主旨を説明するとともに、回答は無記名とし統計的に処理を行うこと、回答は任意であり「回答しない」という判断も尊重されること（その場合でも一切の不利益が生じないこと）などを確約した。また、教員用の説明資料（「高校生の生活実態に関するアンケート調査」についての

教室での説明《教員用》）を用意し、アンケートの実施前に、調査の主旨やヤングケアラーについての簡単な説明を行っていただくこととした。

定時制の課程については、ホームルーム活動の時間などに、学校のタブレット端末を使用して回答いただいた。通信制の課程については、生徒の都合の良い時間に各自で回答いただいた。

なお、本調査の実施にあたっては、事前に弘前大学教育学部研究倫理審査委員会に調査の計画を申請し、2021年10月19日に承認（受付番号0007（2021））を得ていることも付記しておく。

#### 〔アンケート項目〕

アンケートの項目は、以下に示すとおり「I. 基本情報」「II. 普段の生活について」「III. 家族のお世話について」「IV. ヤングケアラーについて」の4部構成とした。また、各質問（選択肢）の内容については、全国調査・埼玉調査の項目を参照するとともに、「子どもの貧困との重なり」も意識して、青森子どもの貧困調査と同様の項目も一部に採り入れた。

#### I. 基本情報

在籍する課程／性別／同居している家族構成（きょうだいの人数）／自身の健康状態

#### II. 普段の生活について

学校への出席状況／遅刻・早退の状況／部活動に参加しているか否か／普段の学校生活の様子／朝食をとっているか／給食以外の食事の状況／自分が使える物の有無／家族と一緒にに行っていること／悩んだり困ったりしていること／相談相手の有無

#### III. 家族のお世話について

家族の世話として行っていること ※表5参照

#### 〔ひとつでもチェックをつけた場合〕

世話を必要としているのは誰か／一緒に世話をしているのは誰か／いつ頃から世話をしているのか／世話をしている頻度／平日に世話をしている時間／休日に世話をしている時間／世話をする理由／世話をしていることによる自身の生活への影響／世話をしていることについてどのように感じているか／世話をしている家族のことや世話に関する悩みを相談したことがあるか（「ある」場合は誰に相談したのか／「ない」場合はその理由）／コロナ禍で世話の負担に変化はあったか／学校や周りの大人に助けてほしいことや必要としている支援とは何か（「世話の一部を代わりにやってくれる人やサービス」にチェックした場合は具体的にどのような世話を代わってほしいのか）

#### IV. ヤングケアラーについて

自身はヤングケアラーに該当すると思うか／このアンケート以前にヤングケアラーという言葉を聞いたことがあるか

〔回答者数（回収率）〕 163人（59.7%）

〔内訳〕 定時制の課程：147人（76.1%）

通信制の課程：16人（17.2%）

#### （2）調査の結果

回答いただいた計163人のうち、家族の世話をしている者（表5の選択肢のうち、「⑬特になし」を除く、ひとつ以上の項目にチェックをつけた者）は、49人であった。ただし、先述したとおり、「①家の中の家事」「②家庭の管理」のみにチェックをつけ、かつ「平日に世話をしている時間」が「1時間未満」の11人は除外し、「世話をしていない」群に加えて、次のとおり集計を行った。

「世話をしている」 38人（23.3%）

表2 学校生活の状況（n=163）

	世話をしている（n=38）			世話をしていない（n=125）			2群の該当の比率の差	$\chi^2$ 乗検定	
	該当	非該当	該当の比率	該当	非該当	該当の比率		$\chi^2$ 乗値	p 値
健康状態が「ふつう」未満	7	31	18.4%	14	111	11.2%	7.2%	1.354	0.245
欠席をよくする	8	30	21.1%	16	109	12.8%	8.3%	1.581	0.209
部活動に参加している	10	28	26.3%	29	96	23.2%	3.1%	0.155	0.693
授業中に居眠りすることが多い*	17	21	44.7%	33	92	26.4%	18.4%	4.608	0.032
宿題や課題ができていないことが多い*	10	28	26.3%	14	111	11.2%	15.1%	5.303	0.021
持ち物の忘れ物が多い	11	27	28.9%	26	99	20.8%	8.1%	1.102	0.294
提出しなければならない書類などの提出が遅れることが多い	12	26	31.6%	23	102	18.4%	13.2%	3.002	0.083
修学旅行などの宿泊行事を欠席する*	4	34	10.5%	2	123	1.6%	8.9%	6.459	0.010
学校では1人で過ごすことが多い	7	31	18.4%	19	106	15.2%	3.2%	0.226	0.635

\*\*\* p<0.001    \*\* p<0.01    \* p<0.05

表3 食生活や自分が使える物の有無（n=163）

	世話をしている（n=38）			世話をしていない（n=125）			2群の該当の比率の差	$\chi^2$ 乗検定	
	該当	非該当	該当の比率	該当	非該当	該当の比率		$\chi^2$ 乗値	p 値
平日に朝食を食べる回数（0～2回）**	19	19	50.0%	32	93	25.6%	24.4%	8.07	0.005
果物を週に4日以上食べる	5	33	13.2%	28	97	22.4%	-9.2%	1.542	0.214
インターネットとつながるパソコン	17	21	44.7%	45	80	36.0%	8.7%	0.944	0.331
右の物が専用の勉強机	24	14	63.2%	84	41	67.2%	-4.0%	0.213	0.644
自転車	25	13	65.8%	97	28	77.6%	-11.8%	2.159	0.142
友達が着ていると同じような服	17	21	44.7%	64	61	51.2%	-6.5%	0.487	0.485
2足以上のサイズの合った靴	27	11	71.1%	94	31	75.2%	-4.1%	0.262	0.609
携帯電話、スマートフォン	35	3	92.1%	121	4	96.8%	-4.7%	0.1563	0.211

\*\*\* p<0.001    \*\* p<0.01    \* p<0.05

【参考】青森県子どもの生活実態調査  
(中学2年生、2019)

困窮家庭	一般家庭
9.7%	3.8%
23.8%	44.0%
27.0%	53.1%
72.4%	88.0%
75.7%	86.5%
36.2%	58.2%
68.6%	87.5%
45.4%	45.9%

表4 困ったり悩んだりしていること（n=163）

	世話をしている（n=38）			世話をしていない（n=125）			2群の該当の比率の差	$\chi^2$ 乗検定	
	該当	非該当	該当の比率	該当	非該当	該当の比率		$\chi^2$ 乗値	p 値
友達関係のこと	10	28	26.3%	29	96	23.2%	3.1%	0.155	0.693
恋愛や交際相手のこと	7	31	18.4%	17	108	13.6%	4.8%	0.539	0.463
学業成績のこと	15	23	39.5%	46	79	36.8%	2.7%	0.089	0.766
進路のこと*	30	8	78.9%	73	52	58.4%	20.5%	5.289	0.021
部活動の友人との関係のこと	2	36	5.3%	5	120	4.0%	1.3%	0.113	0.737
学費（授業料）など学校生活に必要なお金のこと***	15	23	39.5%	16	109	12.8%	26.7%	13.462	<0.001
塾（通信会員）や習い事ができない	2	36	5.3%	1	124	0.8%	4.5%	3.213	0.073
家庭の経済状況のこと***	18	20	47.4%	18	107	14.4%	33.0%	18.407	<0.001
自分と家族の関係のこと*	10	28	26.3%	13	112	10.4%	15.9%	6.091	0.014
家庭内の人間関係のこと**	10	28	26.3%	12	113	9.6%	16.7%	6.974	0.008
自分の体調のこと**	18	20	47.4%	29	96	23.2%	24.2%	8.295	0.004
病気や障がいのある家族のこと***	10	28	26.3%	3	122	2.4%	23.9%	22.710	<0.001
自分のために使える時間が少ない*	5	33	13.2%	5	120	4.0%	9.2%	4.244	0.039
特にない*	2	36	5.3%	30	95	24.0%	-18.7%	6.484	0.011

\*\*\* p<0.001    \*\* p<0.01    \* p<0.05

「世話をしていない」 125人（76.7%）

このように、本調査では、ヤングケアラーと考えられる生徒の割合は23.3%という結果となった。なお、除外した11人の回答状況について確認したところ、全員が、ケアによって生じる影響は「特にない」と回答している。

なお、自分がヤングケアラーに該当するか否かという自己認識については、「世話をしている」群のうち、「あてはまる」が18.4%，「わからない」が50.0%であった。また、ケアを始めた時期については、中学生になる前からが39.5%，中学生の時からが26.3%，高校生になってからが34.2%であった。

#### ①「世話をしている」群と「世話をしていない」群の比較

##### 【学校生活の状況】

学校生活の状況は、表2のとおりである。「世話をしている」群の方が、全般的に学校生活上の問題や

困難を抱えている割合は高い。「授業中に居眠りすることが多い」44.7%, 「宿題や課題ができないことが多い」26.3%, 「就学旅行などの宿泊行事を欠席する」10.5%の3項目については、 $\chi^2$ 乗検定において、「世話をしていない」群よりも5%水準で有意に高いという結果となった。また、「提出しなければならない書類などの提出が遅れることが多い」31.6%, 「持ち物の忘れ物が多い」28.9%, 「欠席をよくする」21.1%という結果についても見過ごすことはできない。

#### 〔家庭生活の状況〕

表3は、食生活及び自分が使える物の有無について示したものである。食生活では、「世話をしている」群の50.0%が、朝食をほとんどとっていない。また、「世話をしていない」群と比べると、果物を食べる頻度も含め、健康的とは言えない状況であった。他方、自分が使える物の有無においても、「インターネットとつながるパソコン」を除けば、「世話をしている」群の方が、総じて所有割合は低くなっている。

#### 〔困ったり悩んだりしていること〕

表4のとおり、「世話をしている」群の方が全般的に回答割合は高く、多くの困りごとや悩みごとを抱えている。特に大きな差が見られた項目は、「家庭の経済状況のこと」47.4%, 「学費（授業料）など学校生活に必要なお金のこと」39.5%, 「病気や障がいのある家族のこと」26.3%の3項目であり、 $\chi^2$ 乗検定において、0.1%水準で有意に高いという結果となった。また、「世話をしていない」群と比較して、「自分と家族の関係のこと」「家庭内の人間関係のこと」について悩んでいる割合も高い。

#### ②「世話をしている」群の状況 一ヤングケアラーと考えられる生徒のケア実態一

#### 〔家族の世話として行っていること〕

表5のとおり、ケアの内容として最も回答割合が高

いのは「①家の中の家事」「②家庭の管理」で、いずれも60.5%である。また、50.0%が「④家計を助けるために、アルバイトや、家の商売など手伝っている」と回答しており、家庭の「③金銭の管理」を行っている割合も13.2%に上っている。

家族に対する「⑨感情面のケア」「⑥薬や体調の確認」「⑦通院の付き添い」「⑧身の回りの世話」を担っている者も少なくない。

なお、ケアの具体例を列挙した選択肢のうち、「⑬特になし」を除いて、いくつの項目にチェックしているのかを集計すると、7項目5.3%, 6項目7.9%, 5項目2.6%, 4項目18.4%, 3項目21.1%, 2項目18.4%, 1項目5.3%という結果となった。

#### 〔ケアの頻度〕〔1日あたりのケアの時間〕

どれくらいの頻

度でケアを行って

いるのかを示した

ものが、表6であ

る。「ほぼ毎日」

が31.6%, 「週に

1か月に数日

4～5日」「週に

2～3日」がいず

れも28.9%であり、日常的にケアを行っているケースが多い。

また、表7のとおり、1日あたりのケアの時間については、平日・休日とも「1時間から2時間未満」が最も多いが、40.0%程度が「2時間以上」という結果

表7 1日あたりのケアの時間 (n=38)

	平日			休日		
	世話をしている (n=38)			世話をしている (n=38)		
	該当	非該当	該当の比率	該当	非該当	該当の比率
1時間未満	8	30	21.1%	9	29	23.7%
1時間以上2時間未満	15	23	39.5%	11	27	28.9%
2時間以上4時間未満	4	34	10.5%	3	35	7.9%
4時間以上6時間未満	8	30	21.1%	6	32	15.8%
6時間以上8時間未満	1	37	2.6%	6	32	15.8%
8時間以上	2	36	5.3%	3	35	7.9%

表5 家族のケアとして行っていること (n=38) ※複数回答

	世話をしている (n=38)		
	該当	非該当	該当の比率
①家の中の家事（食事の用意、後片付け、掃除、掃除など）をやっている	23	15	60.5%
②家庭の管理（買い物、家の修理仕事、重いものを運ぶなど）をしている	23	15	60.5%
③金銭の管理（請求書の支払い、銀行でのお金の出し入れなど）をしている	5	33	13.2%
④家計を助けるために、アルバイトしたり、家の商売など手伝っている	19	19	50.0%
⑤家族のための言語やコミュニケーションのサポート（日本語や手話の通訳をする、書類や手紙を説明して対応するなど）をしている	3	35	7.9%
⑥家族が薬を飲んだか確かめたり、いつもより体調が悪くなったりしていないか、確認する	11	27	28.9%
⑦家族が病院に通うのに、付き添って手助けしている	7	31	18.4%
⑧家族の身の回りの世話（衣服の脱ぎ着の手助け、入浴・トイレの手助け、移動の手助けなど）をしている	5	33	13.2%
⑨感情面のケア（その人のそばにいる、元気づける、話しかける、見守る、その人を散歩など外に連れ出したりする）をしている	13	25	34.2%
⑩医療的なケア（栄養をチューブで入れたり、痰を吸引したりなど）をしている	0	38	0.0%
⑪まとめた時間、1人できょうだいの世話をする	6	32	15.8%
⑫きょうだいの保育所などの送り迎えをする	1	37	2.6%
⑬特になし	0	38	0.0%
⑭その他	0	38	0.0%

となっている。

#### [ケアをする理由]

ケアをする理由として、10.0%以上の回答割合を示した項目は、「親が仕事で忙しいため」が最も多く52.6%，次いで「年下のきょうだいがいるため」36.8%，「お世話をしたいと自分で思ったため」31.6%，「ひとり親家庭であるため」23.7%，「祖父母の病気や加齢、入院のため」13.2%，「親が家事をしないため」13.2%という結果となった。

#### [ケアをしていて感じること]

ケアをしていることに対する受け止め方について、プラスの感情では、「良いことをしていると感じる」42.1%，「いろいろなことに上手に対応できるようになったと思う」36.8%，「親に感謝されていると思う」26.3%，「役に立っていると感じる」21.1%という回答が上位となった。一方、マイナスの感情では、「自分の人生が犠牲になっていると感じる」26.3%，「ストレスを感じる」23.7%，「世話をしていることから逃げ出したいと思う」18.4%といった回答が上位となつた。

また、個々の回答状況を分類すると、「プラスの感情のみを抱いている生徒」が57.9%と過半数であり、「マイナスの感情のみを抱いている生徒」は18.4%，「アンビバレンントな感情を抱いている生徒」は23.7%という結果となつた。

#### [ケアによって生じる影響への認識]

家族のケアをすることによって、普段の生活（学校生活を含む）に対してどのような影響が生じているのかを尋ねた結果が、表8である。

「特に影響はない」という回答が最も多く、52.6%である。しかし、「体がだるい」が26.3%，「睡眠不足になっている」「しっかり食べていない」がいずれも10.5%であり、体調面への影響については比較的強く

表8 ケアによって生じる影響への認識 (n=38) ※複数回答

	世話をしている (n=38)		
	該当	非該当	該当の比率
学校を休みがちになっている	1	37	2.6%
学校の遅刻・早退が多くなっている	4	34	10.5%
授業に集中できない	3	35	7.9%
部活動ができない	1	37	2.6%
勉強の時間が十分取れない	4	34	10.5%
成績が落ちた	2	36	5.3%
友達と遊ぶことができない	5	33	13.2%
周囲の人と会話や話題が合わない	2	36	5.3%
睡眠不足になっている	4	34	10.5%
しっかり食べていない	4	34	10.5%
体がだるい	10	28	26.3%
自分の時間が取れない	5	33	13.2%
進路についてしっかり考へる余裕がない	6	32	15.8%
受験の準備ができない	1	37	2.6%
アルバイトができない	3	35	7.9%
特に影響はない	20	18	52.6%

認識されている。

#### [ケアについての相談]

ケアをしていることについて、誰かに相談したことのあるかを質問したところ、「ある」21.1%，「ない」78.9%という状況であった。また、「相談しない理由」として最も回答割合が高いのは、「誰かに相談するほどの悩みではない」の73.3%である。また、回答割合としてはいずれも10.0%程度ではあるが、「家族に対して偏見をもたれたくない」「家族のことを知られたくない」という社会的ステigmaに起因するような理由も挙がっている。また、「相談しても状況が変わることは思わない」が20.0%と、あきらめ感を抱いているような回答も少なくない。

#### [助けてほしいことや必要な支援]

望んでいる支援の内容を示したもののが、表9である。「特にない」の63.2%を除けば、「自由に使える時間がほしい」「家庭への経済的支援」がいずれも18.4%と、他の項目よりも回答割合が高くなっている。また、「話を聞いてほしい」「将来の相談に乗ってほしい」という回答についても、それぞれ10.0%を超

表9 学校や周りの大人に助けてほしいことや必要な支援  
(n=38) ※複数回答

	世話をしている (n=38)		
	該当	非該当	該当の比率
自分の今の状況について話を聞いてほしい	5	33	13.2%
家族のお世話について、相談に乗ってほしい	3	35	7.9%
家族の病気や障がい、ケアなどについて わかりやすく説明してほしい	3	35	7.9%
自分が行っているお世話のすべてを 代わってくれる人やサービスが欲しい	0	38	0.0%
自分が行っているお世話の一部を 代わってくれる人やサービスが欲しい	2	36	5.3%
自由に使える時間が欲しい	7	31	18.4%
進路や就職など将来の相談に乗ってほしい	4	34	10.5%
学校の勉強や受験勉強などの学習サポート	2	36	5.3%
家庭への経済的支援	7	31	18.4%
特にない	24	14	63.2%
その他	0	38	0.0%

えている。

#### (3) 考察

本調査は、定時制・通信制の課程を設置する青森県立学校1校のみを対象としており、全国調査や埼玉調査と比べて小規模のものである。そのため、この結果をもって、青森県内におけるヤングケアラーの実態を示したことにはならない。しかし、先述したとおり、本調査ではヤングケアラーと考えられる生徒の割合は23.3%に上った。このことから、青森県内でも少なくない割合でヤングケアラーと考えられる子どもが存在していることが推察される。調査設計の違いもあり単純な比較はできないものの、全国調査の結果（定時制高校2年生相当の8.5%、通信制高校生の11.0%）を

大きく上回っている（注1）。この背景には、高齢化率・三大生活習慣病の死亡率・自殺死亡率などに象徴されるような、青森県の厳しい生活現実や地域課題も関係しているのではないか（注2）。

また、ヤングケアラーの実態として主に次の3点が浮き彫りとなった。

1点目は、やはり「子どもの貧困との重なり」が大きいということである。表3に関わって先述したように、「世話をしている」群の方が、自分で使える物の所有割合は全体的に低い。ここに、家庭の経済状況が関係していることは想像に難くない。また、表4に示したとおり、困ったり悩んだりしていることでは、「世話をしている」群の47.4%が「家庭の経済状況」を、39.5%が「学費（授業料）など学校生活に必要なお金のこと」を挙げている。「世話をしていない」群との比較では、この2項目の回答割合に大きな差が見られたことは、先述のとおりである。さらに、表9の助けてほしいことや必要な支援についても、「特にない」を除けば、「家庭への経済的支援」18.4%が最も高い回答割合となっている。これらの結果を見ても、「子どもの貧困との重なり」に留意しながら、ヤングケアラーの実態を把握し、支援の在り方について検討していくことが不可欠であることは明白である。

2点目は、本人は自覚していないが、ケアによって、学校生活にも負の影響が出ているということである。表8は、ケアによって生じる影響をどのように認識しているのかを示したものであるが、「学校を休みがちになっている」2.6%、「成績が落ちた」2.6%、「授業に集中できない」7.9%など、学校生活への影響を自覚している割合はあまり高くない。しかし、学校生活の状況を示した表2では、「授業中に居眠りすることが多い」44.7%、「欠席をよくする」21.1%など、「世話をしている」群の方が、学校生活における問題や困難を抱える割合は明らかに高くなっている。表8と表2の結果を見るこのギャップは、本人が感じている以上に、ケアが学校生活にも大きな影響を与えていることを意味している。逆に言えば、遅刻・欠席や忘れ物などが目立つという事象を糸口として、ヤングケアラーの存在に気づくことができる可能性もあることを示唆している。

3点目は、進路に関する悩みが大きいということである。表4に示したとおり、困ったり悩んだりしていることのうち、最も回答割合が高いのは「進路のこと」78.9%であり、「世話をしていない」群と比べて20.5%の差が見られる。「これからどう生きていけば

よいのか」という悩みに直面しながら自我同一性を確立していくことは、思春期後期の一般的な特徴である。しかし、ヤングケアラーと考えられる子どもたちは、世話を必要としている家族のことを含め、生活上の心配や不安を複雑に併せもっている。そのことが、「進路のこと」など将来への悩みを大きくしている。「子どもの貧困との重なり」という点では、経済的理由から進路について悩んでいるケースも少くないと考えられる。また、表8のケアによって生じる影響では、「進路についてしっかり考える余裕がない」15.8%が、「特に影響はない」を除くと、2番目に高い回答割合となっている。このように、自分自身にじっくり向き合う時間的・精神的ゆとりが無いと感じていることも、進路に関する悩みのひとつとなっているのではないか。

#### 4. ヤングケアラーと貧困一定時制・通信制高校に通う子どもたち

ここでは、青森子どもの貧困調査の結果を参考することで、青森県の定時制・通信制の生徒、特にヤングケアラーである生徒の生活状況を検討する。表3の調査項目は、青森子どもの貧困調査と同一項目であり、表の右に参考としてそのデータを挙げた。むろん、今回調査とは異なる時期に、中学2年生という異なる年齢を対象に行われた調査であり、単純な比較はできない。しかし青森県全体の困窮家庭（注3）の状況を参考することによって、定時制・通信制高校の子どもたち、特にヤングケアラーの子どもたちが置かれている生活状況の厳しさが浮かび上がってくる。

耐久性が高く、中学生時点で所有していれば高校生になっても所有している可能性が高いと考えられる自分の勉強机と自転車の所有率をみると、自分の勉強机の所有率は、青森県の中学生2年生の困窮家庭72.4%に比べ、「世話をしていない」高校生67.4%、「世話をしている」高校生63.2%と低い。また、自転車の所有率は、中学生2年生の困窮家庭75.7%、「世話をしていない」高校生77.6%であるのに対し、「世話をしている」高校生は65.8%と低くなっている。定時制・通信制の高校生の生活環境は、子どもの所有物の面で青森県全体の困窮家庭と同等かそれより厳しく、中でもヤングケアラーラ生徒の置かれている状況は特に厳しいものである可能性が高い。

食生活の面でも、平日の朝食摂取回数が0～2回の者の割合が、中学生2年生の困窮家庭では9.7%であるのに対し、「世話をしていない」高校生は25.6%，

「世話をしている」高校生は50.0%となっている。高校生になったことで自分の判断で朝食を摂らないなどの傾向が生じる可能性はあるとしても、定時制・通信制の高校生は、全体として食生活の面で十分なケアを受けていない者が多く、特にヤングケアラー生徒の場合、自分の体調を心配している率が高いこと（表4）も併せて考えれば、その食生活の状況が憂慮される。

こうしたデータからは、調査対象校の定時制・通信制の高校生全体の家庭環境が、青森子どもの貧困調査の困窮家庭に近い状況にあること、中でもヤングケアラーの生徒たちは、所有物や食生活の面で極めて厳しい状況に置かれていることを示している。

義務教育の小中学校とは異なり、入学者選抜を経て入学する高校では学校間に学力格差が存在し、その背景に家庭の経済格差があることが、度々指摘されてきた（苅谷2001など）。子どもの貧困を明らかにするための「子どもの生活実態調査」は全国の都道府県等によってほぼ同じ設計で実施されているが、対象は小学校5年生と中学校2年生で、高校生は含まれていない。だが、同じような調査を高校生に実施すれば、定時制・通信制高校に通う生徒が置かれている家庭環境の厳しさがより鮮明に見えてくるのではないだろうか。

ヤングケアラーについてみると、全国調査や埼玉調査でも、全日制より定時制・通信制でその比率が高くなっている。家族のケアを担うために全日制より定時制・通信制を選ぶことになるのか、ケア負担、貧困、あるいはその両方から学力に課題を抱え、結果として定時制・通信制に進学する比率が高まるのかなど、複数ある変数間にどのような関係が働いているのかについては不明な点も多い。しかし少なくとも考察で示したように、ヤングケアラーは、学費や家庭の経済状況に不安を感じ、経済的支援を求める割合が統計的にも有意に高い。貧困とケア負担は、多くの子どもたちの上に重なって生じているといえるだろう。

以上の結果を踏まえれば、子どもの貧困対策においてもヤングケアラー支援においても、定時制・通信制高校に着目することに、大きな意味がある。

高校生は、まさにこれから社会的に自立しようとする世代である。彼らの社会的自立は、彼ら自身の社会に参画する権利の問題であると同時に、地域社会の存続を左右する条件でもある。青森県は人口減少に直面し、若者の県外流出をいかに防ぐかが重要な課題だと考えられている。だが、県内に残る子どもたちに目を向けることも必要ではないだろうか。家族のケアを担う子どもたちは、県内の残る可能性が高い。彼らの持

つ潜在的な可能性を十分に發揮できる環境をつくることは、これから地域社会の発展に大きく関わる。家族のケア負担によって自分の可能性を伸ばすことができない子どもたちが生じないように、定時制・通信制高校に、行政や地域の資源をより積極的に投入する施策や取組がなされるべきではないだろうか（注4）。

## 5. 結語

本研究は、青森県の定時制・通信制高校1校という限られた対象への調査に基づくものであり、そこから言及できることには限界がある。しかし、青森県の通信制・定時制高校に通う生徒の家庭環境は、青森子どもの貧困調査が示す困窮家庭に近い環境であること、なかでもヤングケアラーは特に厳しい生活環境に置かれていることが明らかになった。ヤングケアラー支援の対象となると考えられる子どもと、子どもの貧困施策の対象になるとと考えられる子どもには重なりがあり、経済的支援を求めるヤングケアラーが多いことが確認された。

学校がヤングケアラーに気づくには、何を見ていかなければならぬのだろうか。今回の調査から、授業中の居眠りや、宿題や課題ができるないのは、生徒自身が自覚していないなくても、過重なケア負担の結果である可能性があることが見えてきた。生徒のそうした姿に接したとき「だらしのない生徒」とレッテルを貼るのではなく、彼らの家庭背景について丁寧に聞き取り、そこにケア負担や貧困が隠れていないかを探る必要があるだろう。ヤングケアラーは、そうでない生徒と比較して、家庭の経済状況や家庭内の人間関係、自分の体調、家族の病気や障害などについて悩みを抱えることが多く、進路に関する悩みも大きい。進路相談は、家庭でのケア負担や貧困に気づくための重要な機会となる。進路先をどうするかという出口だけでなく、家庭の背景に対する目配りが求められる。

今後の課題のひとつは、ヤングケアラーの把握にあたって、「過重なケア」の基準をどこに求めるのかについて、より本格的な検討を進める必要があるという点である。今回の調査では、13項目にわたって具体的なケアの内容を選択肢として提示し、いずれかひとつ以上を選んだ者のなかから、「①家の中の家事」「②家庭の管理」のみにチェックをつけ、かつ「平日に世話をしている時間」が「1時間未満」である者を除くこととした。年齢によても基準は異なると考えられるが、平日1時間未満の①②のケア内容であれば、高校生には「過重」ではないと判断した。この基準でヤン

グケアラーとそれ以外の生徒を比較した分析では、学校生活や食生活、悩みや困りごとについて多くの項目で統計的にも有意な差がみられ、一定の妥当性が確認されたといえる。ただし小規模の調査であることを踏まえれば、今後、他の調査でも検証される必要があるだろう。

また、もうひとつの残された課題は、子どもの貧困とヤングケアラー問題の関係を分析するのに適した調査の在り方の開発である。今回の調査では、試みとして青森子どもの貧困調査の質問項目を取り入れるなど、ヤングケアラーの生活実態に迫り貧困との重なりを検討しようとした。結果として、定時制・通信制の生徒の置かれた家庭環境の厳しさと、そこでの貧困とケア負担の重なりが決して小さくないことは明らかにできたが、ケア負担と貧困の関係についてはさらなる分析が必要である。ケア負担と貧困の両方を視野に收め、両者の関係についても分析可能な調査の在り方が求められている。

ヤングケアラーの把握のための調査は、今後、各地でも実施されていくだろう。本研究がそれらの調査の設計及び分析の参考となれば幸いである。

#### 謝辞

本調査にご協力いただいた青森県立高校の生徒及び教職員の皆様に心より感謝申し上げます。また、調査設計に協働的に関わってくださった弘前大学「子どもの貧困」プロジェクト企画会議委員にもお礼申し上げます。

#### 注

- 1 全国調査では、ヤングケアラーと考えられる子ともの割合は、中学2年生の5.7%，全日制高校2年生の4.1%，定時制高校2年生の8.5%，通信制高校生の11.0%という結果である。また、埼玉調査では、高校2年生の4.1%である。
- 2 2020年国勢調査（総務省）によれば、青森県の高齢化率は33.7%であり（全国平均28.7%）、伸び率は全国で最も高くなっている。また、2021年人口動態統計（厚生労働省）によれば、青森県における三大生活習慣病「がん」「心疾患」「脳血管疾患」による死亡率は、それぞれ全国ワースト「2位」「7位」「5位」と厳しい状況にある。自殺死亡率についても、コロナ禍で再び上昇に転じており、全国ワーストの状況である。
- 3 「青森県子どもの生活実態調査」の困窮家庭とは、「低所得」「家計の逼迫」「子どもの所有物や体験の欠如」の3つの指標のうち2つにあてはまる家庭、一般家庭とは、いずれの指標もあてはまらない家庭である。

4 子どもの貧困対策として全国に子ども食堂が広がってきており、対象としてイメージされるのは小中学生世代までという傾向があると思われる。一方、高校生に目を向けると困難を抱えた子どもは、定時制・通信制など特定の学校に集中して在籍する可能性が高い。有効な支援の在り方として、高校に居場所カフェ（居場所カフェ立ち上げプロジェクト編2019）をつくることなどが考えられるだろう。

#### 引用文献

- 阿部彩, 2014, 『子どもの貧困II—解決策を考える』, 岩波書店
- 青森県, 2019, 「青森県子どもの生活実態調査結果報告書」, <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/hinkon.html> (2022年8月28日最終閲覧)
- 居場所カフェ立ち上げプロジェクト, 2019, 『学校に居場所カフェをつくろう！一生きづらさを抱える高校生への寄り添い型支援』明石書店
- 亀山裕樹, 2021a, 「ヤングケアラーをめぐる議論の構造：貧困の視点を中心に」, 『北海道社会福祉研究』第41号, pp. 35-47
- 亀山裕樹, 2021b, 「イギリスのヤングケアラー研究は貧困をどのように議論してきたか」, 『教育福祉研究』第25号, pp. 57-70
- 苅谷剛彦, 2001, 『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ』, 有信堂
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2020, 『令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラー実態に関する調査研究報告書』[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210412\\_7.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf) (2022年8月27日最終閲覧)
- 宮川雅充・濱島淑恵, 2019, 「ヤングケアラーとしての自己認識：大阪府立高校の生徒を対象にした質問紙調査」, 『総合政策研究』59号, pp. 1-14
- 宮川雅充・濱島淑恵, 2021, 「ヤングケアラーの生活満足感および主觀的健康感：大阪府立高校の生徒を対象とした調査」, 『日本公衆衛生雑誌』, 第68卷第3号, pp. 157-166,
- 宮川雅充・濱島淑恵・南多恵子, 2022, 「ヤングケアラーの精神的苦痛：埼玉県立高校の生徒を対象とした質問紙調査」, 『日本公衆衛生雑誌』第69卷第2号, pp. 125-135
- Spector,M. and Kitsuse, J. I., 1977, Constructing Special Problems, Cummings Publishing (=1990, 村上直之ほか訳『社会問題の構築—ラベリング理論を超えて』マルジュ社)
- 副田義也, 2015, 「ケアすることとは—介護労働論の基本的枠組」, 上野千鶴子ほか編『ケアの思想と実践②ケアすること』, 岩波書店
- 埼玉県, 2020, 「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03\\_youngcarer.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03_youngcarer.pdf) (2022年8月27日最終閲覧)